

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会  
群分離・核変換技術評価タスクフォース運営規則（案）

令和 3 年 ○ 月 ○ 日  
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会  
原子力研究開発・基盤・人材作業部会  
群分離・核変換技術評価タスクフォース決定

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会群分離・核変換技術評価タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の議事の手続その他のタスクフォースの運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 29 年 3 月 14 日科学技術・学術審議会改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成 23 年 2 月 15 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会改正、平成 31 年 4 月 17 日一部改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則（令和 3 年 5 月 19 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会運営規則（令和 3 年 5 月 28 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会改正）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（議事）

第 2 条 タスクフォースは、当該タスクフォースに属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 タスクフォースの主査が必要と認めるときは、当該タスクフォースに属する委員等は、

タスクフォースの主査が定める指針に従い、情報通信機器等を利用して会議に出席することができる。

3 前項の規定により情報通信機器等を利用した出席は、第一項に規定する出席に含めるものとする。

(書面による審議)

第3条 タスクフォースの主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもってタスクフォースの議決とすることができる。

(会議の公開)

第4条 タスクフォースの会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 タスクフォースの主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、タスクフォースにおいて非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録)

第5条 タスクフォースの主査は、タスクフォースの会議の議事録を作成し、所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 タスクフォースが、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、タスクフォースの主査がタスクフォース所属の委員等に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、タスクフォースの議事の手続その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、タスクフォースの主査が当該タスクフォースに諮って定める。

令和 3 年 ○ 月 ○ 日  
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会  
原子力研究開発・基盤・人材作業部会  
群分離・核変換技術評価タスクフォース主査決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会  
群分離・核変換技術評価タスクフォース運営規則  
第 2 条第 2 項に基づき主査が定める指針

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会群分離・核変換技術評価タスクフォース運営規則（令和 3 年 ○ 月 ○ 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会群分離・核変換技術評価タスクフォース決定。以下「運営規則」という。）第 2 条第 2 項に基づき主査が定める指針を次のように定める。

- 一 情報通信技術等を利用して会議に出席するときは、遠隔会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用しなければならない。
- 二 遠隔会議システムの利用において、映像及び音声がいずれも送受信できなくなった場合にあつては、当該遠隔会議システムを利用する委員等は、音声が送受信できなくなっていた間、退席したものとみなす。
- 三 遠隔会議システムによる出席は、可能な限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。なお、運営規則第 4 条に定めるところにより会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。